

店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書 (Hirose-FX2、Hirose-FX2 ミニのお客様用) 対比表

平成 26 年 5 月 26 日

(青字部分は追加、~~青字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書	店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書 (Hirose-FX2、 Hirose-FX2 ミニのお客様用)
<p>6. 本取引における往復の取引手数料は以下の通りです。</p> <p>「Hirose-FX2」0 円・「Hirose-FX2 ミニ」30 円/1 ロット・「LIONFX」0 円・「HiroseTrader」0 円(但し、一定数量未満の取引にはミニマムチャージとして 1 取引当たり 5 米ドル相当額の費用がかかります。)</p> <p>また取引手数料とは別にスプレッド幅がお客様の負担となります。</p>	<p>6. 本取引における往復の取引手数料は以下の通りです。</p> <p>「Hirose-FX2」0 円▲、「Hirose-FX2 ミニ」30 円/1 ロットです。▲</p> <p>「LIONFX」0 円・「HiroseTrader」0 円(但し、一定数量未満の取引にはミニマムチャージとして 1 取引当たり 5 米ドル相当額の費用がかかります。)</p> <p>また取引手数料とは別にスプレッド幅がお客様の負担となります。</p>
<p>10. 当社では、お客様からのご注文を受託した場合、当該注文に呼応するカバー取引を次の業者と行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OCBC 証券(OCBC Securities Private Limited) 証券業 / シンガポール金融管理庁及びシンガポール取引所 ● サクソ銀行(Saxo Bank A/S) 銀行業 / デンマーク金融庁 ● UBS 銀行(UBS AG) 銀行業 / スイス連邦銀行委員会 ● バークレイズ銀行(Barclays Bank PLC) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 ● ドイツ銀行(Deutsche Bank AG) 銀行業 / ドイツ連邦金融監督局 ● シティバンク、エヌ・エイ(Citibank, N.A) 銀行業 / 米国通貨監督局及び米国連邦準備制度理事会 ● ノムラ・インターナショナル PLC (Nomura International plc) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 ● クレディ・スイス銀行(Credit Suisse AG) 銀行業 / スイス連邦銀行委員会 ● セントラル短資 FX 株式会社 金融商品取引業 / 日本金融庁 ● コメルツ銀行(Commerzbank AG) 銀行業 / ドイツ連邦金融監督局 ● モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・PLC (Morgan Stanley & Co. International PLC) 金融業 / 米国証券取引委員会及び米国商品先物取引委員会 ● ゴールドマン・サックス証券(Goldman Sachs Japan CO.,Ltd.) 金融商品取引業 / 日本金融庁 	<p>10. 当社では、お客様からのご注文を受託した場合、当該注文に呼応するカバー取引を次の業者と行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OCBC 証券(OCBC Securities Private Limited) 証券業 / シンガポール金融管理庁及びシンガポール取引所 ● サクソ銀行(Saxo Bank A/S) 銀行業 / デンマーク金融庁 ● UBS 銀行(UBS AG) 銀行業 / スイス連邦銀行委員会 ● バークレイズ銀行(Barclays Bank PLC) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 ● ドイツ銀行(Deutsche Bank AG) 銀行業 / ドイツ連邦金融監督局 ● シティバンク、エヌ・エイ(Citibank, N.A) 銀行業 / 米国通貨監督局及び米国連邦準備制度理事会 ● ノムラ・インターナショナル PLC (Nomura International plc) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 ● クレディ・スイス銀行(Credit Suisse AG) 銀行業 / スイス連邦銀行委員会 ● セントラル短資 FX 株式会社 金融商品取引業 / 日本金融庁 ● コメルツ銀行(Commerzbank AG) 銀行業 / ドイツ連邦金融監督局 ● モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・PLC (Morgan Stanley & Co. International PLC) 金融業 / 米国証券取引委員会及び米国商品先物取引委員会 ● ゴールドマン・サックス証券(Goldman Sachs Japan CO.,Ltd.) 金融商品取引業 / 日本金融庁

現 行	変 更 後
<ul style="list-style-type: none"> ● 香港上海銀行(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 銀行業 / 香港金融管理局 ● フィリップフューチャーズ (Phillip Futures Private Limited) 金融先物取引業 / シンガポール通貨庁 ● ワイジェイ FX 株式会社 金融商品取引業 / 日本金融庁 ● JP モルガン・チェース銀行(JPMorgan Chase Bank, N.A.) 銀行業 / 米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会 ● ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行(BNP Paribas) 銀行業 / フランス金融市場庁 ● バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ(Bank of America, N.A.) 銀行業 / 米国通貨監督局及び米国連邦準備制度理事会 ● 株式会社三菱東京 UFJ 銀行(The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.) 銀行業 / 日本金融庁 ● ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(The Royal Bank of Scotland plc) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 ● オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド (Australia and New Zealand Banking Group Limited) 銀行業 / オーストラリア健全性規制庁 ● ステート・ストリート銀行 (State Street Bank and Trust Company) 銀行業 / ボストン連邦準備銀行 ● 株式会社みずほ銀行(Mizuho Bank, Ltd.) 銀行業 / 日本金融庁 	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港上海銀行(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 銀行業 / 香港金融管理局 ● フィリップフューチャーズ (Phillip Futures Private Limited) 金融先物取引業 / シンガポール通貨庁 ● ワイジェイ FX 株式会社 金融商品取引業 / 日本金融庁 ● JP モルガン・チェース銀行(JPMorgan Chase Bank, N.A.) 銀行業 / 米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会 ● ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行(BNP Paribas) 銀行業 / フランス金融市場庁 ● バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ(Bank of America, N.A.) 銀行業 / 米国通貨監督局及び米国連邦準備制度理事会 ● 株式会社三菱東京 UFJ 銀行(The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.) 銀行業 / 日本金融庁 ● ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(The Royal Bank of Scotland plc) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 ● オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド (Australia and New Zealand Banking Group Limited) 銀行業 / オーストラリア健全性規制庁 ● ステート・ストリート銀行 (State Street Bank and Trust Company) 銀行業 / ボストン連邦準備銀行 ● 株式会社みずほ銀行(Mizuho Bank, Ltd.) 銀行業 / 日本金融庁
平成 26 年 3 月 10 日現在	平成 26 年 5 月 26 日